

2019年3月1日
近畿大学原子力研究所

原子力規制検査制度に関する現状の懸念事項について

1. フリーアクセスについて（核セキュリティに関する内容）

フリーアクセスについて、「事前にお電話して頂ければ対応します。」と回答申し上げております。しかしながら、核セキュリティ室から「秘密文書は金庫に保管するように。」と伺い、現在、鋭意対応中でございます。そこで、当該施設管理者が出張などの場合には、「事前にお電話して頂いてもご対応できかねる。」こととなります。その節には、何とぞ、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 試験炉規則及び保安規定審査基準の改訂について

原子力規制検査に対応した保安規定の変更認可申請が必要となります。そこで、保安規定を作成するために必要な「試験炉規則」及び「保安規定審査基準」の改訂についての状況をご教示下さい。

3. 保安規定と設置変更許可申請書の提出のスケジュールについて

平成32年度から「新検査制度」が本格運用となります。そこで、保安規定と設置変更許可申請書の提出についてのスケジュールなどは正しいでしょうか。

(1) 保安規定

平成32年4月1日から3ヶ月以内に変更認可申請書を提出する。

(2) 設置変更許可申請書（添付書類五：技術的能力）

平成32年4月1日から6ヶ月以内に「品質管理・品質保証（QMS）に関する記載」を充実させた「添付書類五」を提出する。また、その提出に係る費用は発生しない。

以上